

談合通報の事務処理要領

平成 元年 4 月 1 日

改正 平成 13 年 4 月 1 日

改正 平成 15 年 4 月 1 日

改正 平成 17 年 4 月 20 日

改正 平成 19 年 4 月 1 日

1 談合情報の提供があったときの確認事項

- (1) 談合情報の提供者（通報者が報道機関である場合は、報道活動に支障がない範囲内において明らかにするよう要請すること。）
- (2) 談合情報の提供者の住所，勤務先の所在地その他の連絡先及びその電話番号
- (3) 談合情報の提供者の役職名
- (4) 談合情報の対象である工事
- (5) 談合情報の内容
- (6) 談合情報の出所

2 臨時新潟市請負工事等入札参加資格要件等審査委員会又は臨時新潟市請負工事等区役所審査委員会（以下「臨時審査委員会」という。）を開催し、次の事項を審議する。

- (1) 事情聴取その他の調査の必要性
 - (2) 調査を行う必要がある場合は、次に掲げる事項
 - ア 調査の実施時期
 - イ 入札期日の延期（入札開始時刻の変更を含む。）の必要性
 - ウ 調査の方法
 - (3) 再度の臨時審査委員会開催等，その他必要と認める事項
- ※ 臨時審査委員会を開催する暇がないと認めるときは、上記の審議事項について、専決することができる。

3 入札執行前に談合情報の提供があった場合において、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、入札執行前に調査を行うものとする。この場合において、入札執行前の調査のために必要があると認めるときは、入札を延期することができる。

- (1) 談合情報の提供者の氏名及び連絡先等が明らかな場合であって、談合情報において対象工事及び落札予定者（共同企業体工事の場合は、共同企業体の代表者である構成員を含む。）が特定されているとき。
- (2) 談合情報の提供者の氏名及び連絡先等が不明な場合であって、談合情報において、対象工事及び落札予定者が特定され、かつ、次の事項のいずれもが含まれているとき
 - ア 談合に関与した業者の名称
 - イ 談合が行われた日時及び場所その他具体的な談合方法
 - ウ 落札予定金額その他談合に参加した者以外知り得ない事項

4 一般競争入札の場合は、入札参加資格者を公表しておらず、また、入札参加資格者が入札に参加するかどうか明らかでないため、入札日において入札会場に集まった者を対象に調査を行うものとする。

5 3又は4にかかわらず、入札執行前に調査を行う暇がない場合であって、入札を延期することが当該工事の発注の遅れにより予想される工事の施工上の支障その他の影響等に照らして困難であると認めるときは、入札執行後に調査を行うことができる。

6 入札執行後に談合情報の提供があった場合において、次に掲げる場合のいずれにも該当するときは、速やかに調査を行うものとする。この場合において、契約（仮契約を含む。）締結前に談合情報の提供があったときは、調査の結果が明らかになるまでの間、契約の締結手続きを保留するものとする。

(1) 談合情報において、対象工事が特定されているとき。

(2) 談合情報において、次の事項のいずれもが含まれているとき。

ア 談合に関与した業者の名称

イ 談合が行われた日時及び場所その他具体的な談合方法

ウ 落札予定金額その他談合に参加した者以外知り得ない事項

7 調査の方法は、事情聴取等による内容確認とする。

8 3又は4による入札執行前の調査の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合その他談合の疑惑が濃厚であると認める場合は、入札を中止し、公正取引委員会及び必要に応じて建設業許可行政庁等に対して通報を行うものとする。

その他の場合は、談合情報を分析・検討し、必要があると認めるときは業者の追加指名や指名業者全員の入替え等の措置を講じることができるものとし、初回の入札に当たり、入札参加者から誓約書を徴取するとともに、入札執行後に談合の事実が明らかになったときは入札を無効とする旨を告げた上で、入札を執行するものとする。

9 5により入札執行後に調査を行うこととした場合は、初回の入札に当たり、入札参加者から誓約書を徴取するとともに、入札執行後に談合の事実が明らかになったとき入札を無効とする旨を告げた上で入札を執行するものとする。この場合において、入札執行後に行う調査の結果が確定するまでは、契約の締結（仮契約を含む。）を保留するものとする。

10 5又は6による入札執行後に行った調査の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合その他談合の疑惑が濃厚であると認められる場合は、入札を無効とし、公正取引委員会及び必要に応じて建設業許可行政庁等に対して通報を行うものとする。